

スカルプD ミノキ補償制度規定 (AGA外来治療補償サービス)

第1条 (規定の適用)

(1) この規定は、アンファー株式会社 (以下「当社」といいます。) の「スカルプD メディカルミノキ5」の4本セット (スカルプD ミノキ補償制度付帯セット) (以下「対象製品」といいます。) を購入し、購入日から1カ月以内に申込アンケートに回答した者 (以下「対象者」といいます。) に対して提供する「スカルプD ミノキ補償制度」 (以下「本サービス」といいます。) について定めるものです。

(2) 当社は、当社所定の方法により対象者に通知することにより本規定を変更することがあります。規定変更日以降に、第2条に定める事由が発生した場合についてサービスその他の条件は変更後の規定によります。

第2条 (サービスの内容)

当社は、次の対象者に次に定める事由が発生し、かつ対象者より本サービスの申請 (注1) があり当社が妥当と判断したのに対して次のサービスを提供します。

サービスの内容
対象者が、対象製品をその用法用量に従い4ヶ月間継続して使用したにもかかわらず、発毛効果が一切ない場合 (注2) に、当社が提携するAGAクリニックにてAGA治療に限定して月額限度額5,000円の範囲内で最長6ヶ月間治療が無料で受けられるサービス。尚、本サービスの提供は対象者1名あたり1回限りとし、月額限度額5,000円を超えた場合、超過分は対象者の負担となります。

(注1) 申請

対象者からの対象製品の購入時に同封されているアンケート (全2回) による申請に限ります。

(注2) 発毛効果が一切ない場合

当社が提携するAGAクリニックの診断により発毛効果が一切ないとされた場合に限ります。

第3条 (本サービスをご利用いただけない場合)

当社は、次の場合は、本サービスをご提供いたしません。

- ①本サービス事由発生時、対象者が対象製品を用法用量に従い4ヶ月間継続して使用していない場合
- ②本サービス申請時、本サービスが終了している場合
- ③本サービスの申請書および必要書類及び必要事項が不足している場合
- ④本サービスの申請内容に虚偽があった場合
- ⑤本サービスを一度以上申請している場合
- ⑥初めに受診したクリニック以外で2回目以降受診する場合。
- ⑦対象製品以外の製品を同時に使用している場合

- ⑧対象者以外の者からサービス利用の請求がなされた場合
- ⑨対象者が本約款の各規定に従わず、またはこれに違反した場合
- ⑩本サービスの提供にあたり必要な情報、書類を当社に提供いただけない場合

第4条（本サービス請求の手続き）

（1）対象者は購入時に同封されているアンケートを、対象製品使用前と使用后（約4か月後）に回答するものとします。

（2）当社が提携するAGAクリニックにて、対象製品に同梱されている説明書の「医師確認欄」に診察した医師の自署をいただきます。

（3）対象者への本サービス提供は、以下の通りとします。

- ①初回のアンケート回答（頭皮写真の送付等）が購入日より1か月以上経過した場合は、本サービスは提供しない場合があります。
- ②購入日から1年以上経過した場合は、その時点でサービスの提供を終了いたします。

第5条（個人情報の取り扱い）

当社と共同利用者（本サービスご提供に関する当社と業務提携を行う会社）（以下「関係各社」）は、対象者から提供された個人情報すべてを本サービスに関する利用目的達成の必要な範囲において利用するものとし、対象者はこれに同意します。

[利用目的]

- ①対象者の本サービスの申請と提供に伴う本人確認にあたり適切な判断や対応を行うため。
- ②対象者との契約につき、関係各社においてその管理を適切に行うため。また、契約の終了後においても、照会への対応や法令等により必要となる管理を適切に行うため。
- ③関係各社ならびにその他の会社の会社紹介、各種の商品・サービスの紹介をダイレクトメール、電子メール等により案内するため。
- ④お客さまにより良い商品、サービスを提供するためなど、更なるお客様の満足のためのマーケティング分析に利用するため。
- ⑤関係各社において経営上必要な各種の管理を行うため。

第6条（その他）

（1）この規定に関わる内容について、当社と対象者の間で見解の相違が生じた場合、当社は、中立的な第三者の意見を求めることができます。

（2）当社への申請内容に虚偽があった場合、当社は何らの催告なしに本サービスを解除できるものとします。

（3）対象者が次のいずれかに該当する場合には、本サービスを提供しません。

- ①反社会的勢力（注）に該当すると認められること。
- ②反社会的勢力（注）に対して資金を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ③反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。

- ④ 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
⑤ その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

（注）反社会的勢力

暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他反社会的勢力をいいます。

- （4）前各項各号いずれかの事由に該当する場合において、対象者が虚偽の申告またはその他不正な手段によって本補償の提供を受けた時は、当社は対象者に対して、当社に生じた損害の賠償を請求します。

【適用地域】

本サービスは、日本国内において発生した損害に対してのみ提供します。

以 上